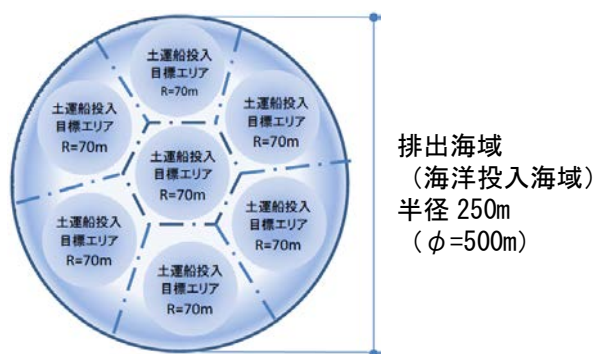


別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年 環境省令第28号）」第6条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」に適合するため、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域を7つに分割し、排出海域において排出した土砂の堆積厚ができる限り均等になるよう、排出位置を確認しながら排出する（図－3.1 参照）。



図－3.1 全開式土運船による投入箇所

(1) 使用船舶

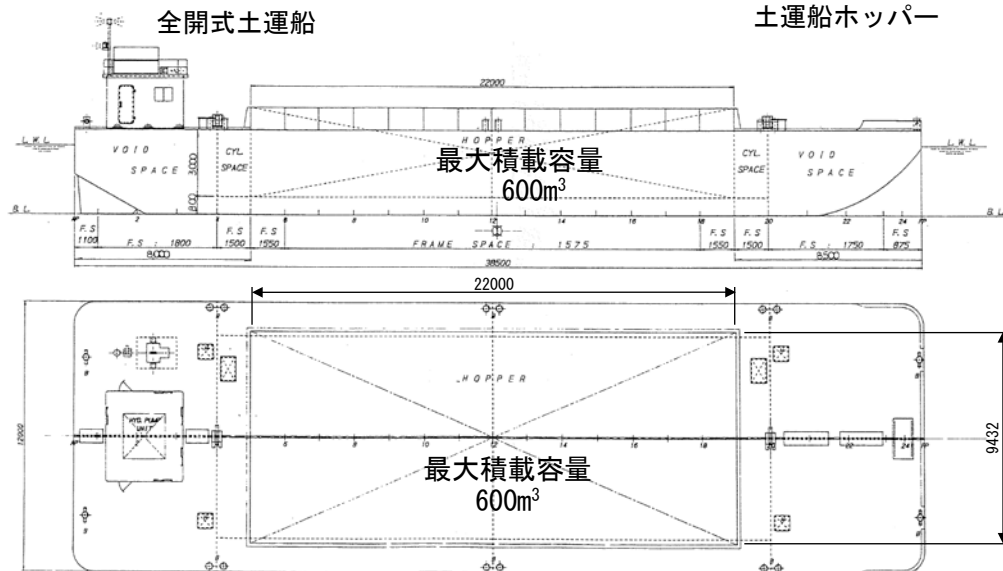
一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様を表－3.1 及び図－3.2 に示す。

表－3.1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕様	使用台数
浚渫	グラブ浚渫船	バケット容量：5.0m ³	1
運搬・排出	土運船（全開式）	最大積載容量：600m ³	1
	曳き船	鋼 D 1,000PS 型	1

注) 使用台数は、1回の排出に使用する台数を示す。

前回申請（許可番号：13-002-02）時には使用する土運船が決まっておりましたが、本申請では決定していないため、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき最大積載容量を600m³とした。なお、使用船舶の調達の際には、本申請で掲載した土運船と同等の仕様の船を調達することとし、海洋投入処分量、方法等について、本申請において実施した事前影響評価の内容と齟齬のない方法で実施する。



全開式土運船のホッパーの状況（ホッパーの寸法）

図-3.2 全開式土運船構造図（最大積載容量 600m³）

(2) 排出手順

- ① グラブ浚渫船により、新潟港(西港地区)の浚渫範囲（別紙-1、図-1.2 参照）の海底を掘削する。浚渫する位置はGPS 測位機を用いて浚渫範囲内であることを確認・記録する。
- ② グラブ浚渫船に横付けした土運船に浚渫土砂を積み込む。土運船を浚渫区域から当該排出海域にGPS 測位機により確認しながら曳き船を使用して航行し、停船する。
- ③ 排出は、図-3.3 のイメージに示すように、土運船の船底を開けて排出する。なお、航行中の排出は行わない。1 回 1 台当たりの排出に要する時間は10 分程度である。
- ④ 排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。また、排出開始時および終了時にGPS 測位機 により座標値を読み取り、当該排出海域内であることを確認する。排出開始・終了位置及び排出量を、土運船に備え付けの廃棄物処理記録簿に記録する。
- ⑤ 新潟港(西港地区)に帰港。

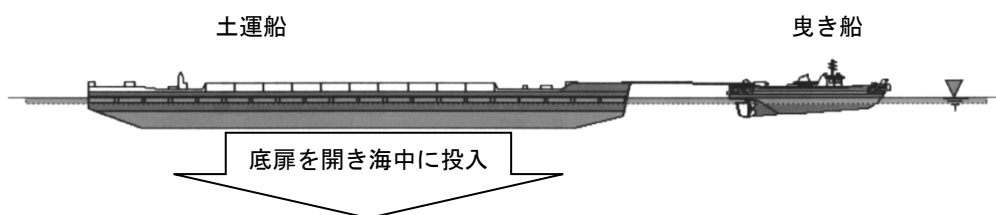


図-3.3 全開式土運船による一般水底土砂の投入方法

(3) 排出回数（頻度）

排出海域への1回あたりの排出量は最大 600m^3 である。排出の回数は、海洋投入処分量（ $150,000\text{m}^3$ ）及び1回あたりの排出量から $150,000\text{m}^3/600\text{m}^3 = 250$ 回を計画している。

また、1日あたりの排出回数は、2回を計画している。

年間の排出頻度は、天候や関係者との調整も必要であるが、 $30,000\text{m}^3/600\text{m}^3=50$ 回（25日間）である。